

平成27年2月25日

文化市民局

担当 市民生活部人権文化推進課

TEL 366-0322

## 「京都市人権文化推進計画」の策定について

～「ひとつつながり みんなでつくる

やさしさあふれる 人権文化の息づくまち・京都」を目指して～

本市では、これまで、京都市人権文化推進計画に基づき、まちや市民の暮らしの中に人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた人権文化の息づくまちづくりに向けて、様々な取組を進めてまいりました。

現計画が平成26年度末で終了することに加え、京都市基本構想に掲げる「安らぎのある暮らし」を実現し、人権文化の息づくまちづくりを更に推進していくため、外部の視点から施策点検を行う「京都市人権文化推進懇話会」から御意見をいただきながら、新しい計画づくりを進めてきました。

この度、新たに「京都市人権文化推進計画」を策定しましたので、お知らせします。

今回の計画では、人権を巡る社会状況の変化に適切に対応するために、重要課題として「安心して働き続けられる職場づくり」などの新たな項目を盛り込むとともに、人権に関わる相談窓口を紹介するなど、市民にとって分かりやすく役に立つ計画としました。

今後、計画に基づき、人権文化の息づくまち・京都をつくっていくために、市民、企業、行政等との協働により取組を進めてまいります。

## 記

### 1 計画期間

平成27年度から平成36年度までの10年間

### 2 計画の目標（10年後の目指す姿）

- (1) 市民や企業・団体等が、人権文化の息づくまちを目指して、家庭、地域、職場等において、自らが行動する社会
- (2) ひとりひとりが可能性を伸ばし能力を発揮することができる機会が保障され、また、そのために互いを認め合い、つながりを持ち、支え合う社会
- (3) 人権に関わる問題が発生した場合に、市民が安心して相談をすることができ、また、救済を受けられる体制が整備されている社会

### 3 基本理念

ひがつながり みんなでつくる

やさしさあふれる 人権文化の息づくまち・京都

京都は、これまでからひとりひとりの人権が尊重され、いきいきと暮らせるまちを目指して、市民等と行政の協働の下、人権課題に取り組み、大きな成果を挙げてきたまちです。

これまで積み上げてきた成果を更に発展させ、新たな課題に対しても果敢に取り組み、「ひとりひとりが、互いに認め合い、つながりを持ち、支え合いながら、安心安全に、笑顔で楽しく暮らし、働き、学び、観光できる、やさしさあふれる、おもてなしのまち」、すなわち「人権文化の息づくまち・京都」を、みんなの力を合わせてつくっていきます。

### 4 基本方針

- (1) 市民との協働による人権文化の土壌づくり
- (2) 人権尊重の理念を基調とした行政の推進
- (3) 社会状況に対応した戦略的な人権施策の推進
- (4) 各部局の連携による総合的な人権施策の推進

### 5 計画の周知方法

平成27年2月25日（水）午後3時から、文化市民局人権文化推進課のホームページ（京都市情報館）に公開します。

文化市民局人権文化推進課ホームページ

<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-3-0-0.html>

なお、今後周知用の冊子を作成し、3月中旬頃から市役所、区役所・支所、市立図書館等に配架します。

### 6 計画の構成（下線\_\_\_\_\_は新しい項目）

#### 第1章 基本的な考え方

- 1 人権の基本的な考え方
- 2 計画の位置付け及び計画期間
- 3 計画の目標～10年後の目指す姿
- 4 人権施策の分類
- 5 人権施策の基本理念と基本方針

#### 第2章 各重要課題について

- ・女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり
- ・子どもを共に育む社会づくり
- ・高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり
- ・障害者の人権尊重と互いに支え合うまちづくり
- ・ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組
- ・多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重

- ・ 安心して働き続けられる職場づくり
- ・ 感染症患者等の人権尊重
- ・ 犯罪被害者等の人権尊重
- ・ ホームレスの人権尊重と自立支援
- ・ 高度情報化社会における人権尊重
- ・ 様々な課題

### 第3章 人権施策の推進

#### 1 教育・啓発

##### (1) 人権教育

ア 家庭教育 イ 学校等における人権教育 ウ 社会教育

##### (2) 人権啓発

ア 市民への啓発等 イ 企業・団体等への啓発 ウ 関係機関等との連携

#### 2 保障

#### 3 相談・救済

(1) 各種の相談に応えられる体制の充実

(2) 相談・救済に関わる関係機関等による連携の充実

(3) 人権擁護委員活動との連携

(4) 相談機関等に関する情報の周知

### 第4章 計画の推進

#### 1 推進体制と職員研修

#### 2 関係機関，関係団体等との連携

#### 3 進行管理と評価

(参考)

#### ■ 計画の位置付け

本計画は、全市的な市政の基本方針である「京都市基本構想」，その具体化のために全市的観点から取り組む主要な政策を示す「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン（京都市基本計画）」に基づく分野別計画として、本市が人権施策を推進するうえでの基本的な考え方等を示すものです。

■ 計画策定までの経過

年 月		主な取組
平成 25年	11月	「人権に関する市民意識調査」の実施
平成 26年	6～ 10月	京都市人権文化推進懇話会の開催（3回） 次期京都市人権文化推進計画検討部会の開催（3回） 京都市人権文化推進計画（案）の策定
	11月	市民意見の募集（意見募集期間：11月18日～12月17日）
平成 27年	1月	京都市人権文化推進懇話会の開催
	2月	「京都市人権文化推進計画」の策定

■ 「京都市人権文化推進計画」（案）に係る市民意見募集の結果

- (1) 募集期間 平成26年11月18日（火）から12月17日（水）まで
- (2) 募集結果 意見者数 63名・団体, 意見総数 124件
- (3) 市民意見の要旨と御意見に対する京都市の考え方

文化市民局人権文化推進課のホームページに掲載します。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-3-0-0.html>